



身体障がい者手帳無料診断制度のご案内

- ・身体障がい者手帳の新規取得、再認定、または等級変更手続きには、都道府県知事（指定都市市長又は中核市市長）指定の医師が作成した身体障がい者診断書・意見書が必要です。
- ・主治医が指定医師ではない等の場合は、申請者の希望により、本市が委託する医療機関等の診断を受け、診断書・意見書を取得することができます。

1. 対象者

大阪市内にお住まいの方で、主治医が指定医師ではない等の理由により、委託医療機関等での診断と診断書・意見書の発行を希望する方

※障がい程度に著しい変化がある場合を除き、同一障がいの診断等は1回限りとします。

2. 費用

無料

3. 申請書類

身体障がい者無料診断申請書

4. 利用方法

委託医療機関等での診断と診断書・意見書の発行には予約が必要です
詳しくはお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当にご相談ください



区役所に申請

お住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当に、
身体障がい者無料診断申請書を提出してください

各区保健福祉センターの連絡先等は
市ホームページでご確認ください



委託医療機関等の予約

- ・区保健福祉センターが委託医療機関等に予約を行います
- ・診断指定日時を記載した身体障がい者無料診断依頼書（依頼書）をお渡しします

委託医療機関等での受診

依頼書、主治医の紹介状（診療情報提供書）、委託医療機関等が指定するその他必要書類を持参のうえ、依頼書に記載の診断指定日時に受診してください

- ※ 診療情報提供書及びその他必要書類は、自己負担になります
- ※ 委託医療機関等が指定する必要書類は、裏面を参照してください

診断書・意見書の受取

受診後、1～3週間程度で、診断書・意見書が発行されます

- ※ 診断書等の受取方法は委託医療機関等とご相談ください

委託医療機関等は裏面をご覧ください

5. 委託医療機関等

医療機関名・所在地	診療科	障がい種別	診察日・時間帯
市立十三市民病院 〒532-0034 淀川区野中北2-12-27	整 形 外 科	肢体不自由	月（9時）
	泌 尿 器 科	じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい	月・金（15時）
	外 科	ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい	月・水（9時～11時30分）
	呼吸器内科	呼吸器機能障がい	月・金（9時～11時）
	循環器内科	心機能障がい	月・火（9時～10時30分）
	消化器内科	肝機能障がい	火・金（15時30分～16時）
	眼 科	視覚障がい	月（9時～11時）
	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい	
	感染症内科	免疫機能障がい	金（9時～11時）
市立総合医療センター 〒534-0021 都島区都島本通2-13-22		視覚障がい	
		聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい	
		肢体不自由	
		心臓機能障がい	
		呼吸器機能障がい	
		小腸機能障がい	
		じん臓機能障がい	
		ぼうこう・直腸機能障がい	
		免疫機能障がい	
		肝臓機能障がい	

【持参するもの】

依頼書のほか、主治医の紹介状（診療情報提供書）等
※ 診療情報提供書等の必要書類にかかる費用は自己負担となります。

診療機関名・所在地	診療科	障がい種別	診察日・時間帯
心身障がい者リハビリ テーションセンター 〒547-0026 平野区喜連西6-2-55	眼 科	視覚障がい	
	神 経 科	音声・言語機能障がい、肢体不自由	
	耳鼻咽喉科	聴覚障がい	
	整 形 外 科	肢体不自由	
	内 科	心臓機能障がい	
		呼吸器機能障がい	

【持参するもの】

依頼書のほか、各診療科の必要書類は以下のとおりです。

- ・眼科及び耳鼻咽喉科：診療情報提供書
- ・神経科：診療情報提供書、頭部の画像（CTかMRI）
- ・整形外科：診療情報提供書、患部の画像（X線かCTかMRI）
- ・内科
 - 心臓機能障がい：診療情報提供書、胸部レントゲン写真、心電図（検査結果が3か月以内のもの）
※ペースメーカー埋込の場合は、上記に加えて、心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度（クラス）や日常生活活動の制限の程度（身体活動能力質問表による：メッツ）に関する情報提供が必要です
 - 呼吸器機能障がい：診療情報提供書、胸部画像（X線）、呼吸器機能検査結果、血液ガス検査結果（検査結果が3か月以内のもの）

※ 診療情報提供書等の必要書類にかかる費用は自己負担となります。

【注意事項】

18歳以上が対象です